

令和3年度実施施策に係る政策評価書

(経済産業省3-7-3)

政策名	7 生活安全	施策名	7-3 化学物質管理			
施策の概要	化学物質の人・環境への悪影響を最小化する国際目標を受け、規制強化の方向にある国際動向を踏まえ、経済の発展と安全・安心の確保を両立するための効率的かつ効果的な化学物質管理に係る施策を実施する。					
達成すべき目標	経済の発展と安全・安心を両立するための効率的かつ効果的な化学物質管理に係る施策(スクリーニング評価等)を実施すること。					
施策の予算額、執行額等	区分	元年度	2年度	3年度	4年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	582	548	549	572
		補正予算(b)	▲6	▲1	▲1	0
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	576	547	546	
執行額(百万円)	561	517	518			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策計画(令和3年10月閣議決定) ・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成29年4月11日参議院経済産業委員会、平成29年5月26日衆議院経済産業委員会) ・未来投資戦略2018(平成30年6月閣議決定) ・特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(オゾン法)の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成30年6月6日衆議院経済産業委員会、平成30年6月19日参議院経済産業委員会) ・経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月閣議決定) ・パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略(令和3年10月閣議決定) ・成長戦略フォローアップ(令和元年6月閣議決定) ・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン法)の一部を改正する法律案に対する附帯決議(令和元年5月17日衆議院環境委員会、令和元年5月28日参議院環境委員会) 					

測定指標	1 詳細なリスク評価を実施する化学物質数	基準値	実績値					目標値	達成
			30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和4年度	未達成
			9	6	5	3	-	6	
	年度ごとの目標値		11	9	7	8	-		
測定指標	2 化審法等の確実な執行	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成	
		令和3年度にスクリーニング評価を実施した物質数: 8,062 (8,269) 令和3年度にリスク評価を実施した物質数: 174 (176) 令和3年度(令和2年度実績分)の製造・輸入実績の届出件数: 33,143 (29,933) ※()書きは前年度実績値					令和4年度 経済の発展と安全・安心を両立するための効率的かつ効果的な化学物質管理に係る施策(スクリーニング評価等)を実施すること。	達成	

参考指標	1 フロン類出荷相当量(万CO2トン)	基準値	実績値					見込み	
			30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
			4,965	4,754	4,037	測定中	-	-	2,840

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)		相当程度進展あり	
	(判断根拠)	著しい悪影響をもたらすおそれがあると判明した化学物質は使用を制限する等の適切な管理を実施していく必要があるため、規制の判断の基礎となるリスク評価が着実に進んでいることをもって適切な化学物質管理が進んでいるものと判断した。		
評価結果	化学物質管理政策においては、化学物質の製造・輸入規制を行う化審法と、事業者の化学物質の自主的取組を促す化管法の双方の制度見直しや新制度の制定等により時代に応じた制度の合理化・適正化を進めてきた。具体的には平成21年度の化審法改正が本格的に施行された平成23年4月以降、対象となる化学物質の範囲を広げたリスク評価を実施して、規制の判断の基礎となるリスク評価が着実に進んでいるところ。また、化管法が施行されて15年超が経過し、環境への排出量に関するデータや新たな有害性情報の蓄積等の状況変化を適切に反映すべく、化管法の対象物質を見直し、令和3年10月に政令改正を行った。化学物質の人・環境への悪影響を最小化する国際目標をに向けて、国際動向を注視しつつ経済の発展と安全・安心の確保を両立するための効率的かつ効果的な化学物質管理に係る施策を実施した。			

次期目標等への反映の方向性	引き続き、時代に応じた化学物質管理制度の合理化・適正化を検討しつつ、リスク評価を着実に実施する体制を維持・強化しながら、化学物質の人・環境への悪影響を最小化する国際目標の実現に向けて、規制強化の方向にある国際動向を踏まえ、経済の発展と安全・安心の確保を両立するためにの効率的かつ効果的な化学物質管理に係る施策を実施する。
---------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

学識経験を有する者の知見の活用	有識者と意見交換を実施し、その議論を踏まえて省としての政策評価体系や評価の在り方を決定。
-----------------	----------------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	化学物質排出把握管理促進法の政令改正について（令和3年10月20日公布）
---------------------------	--------------------------------------

担当部局・課室名	製造産業局 化学物質管理課	政策評価実施時期	令和4年8月
----------	---------------	----------	--------